

公害防止統括者

資 3 - 1 公害防止統括者等の選任区分

種類	選任に必要な条件	資格
公害防止統括者及び代理者	常時使用する従業員の数が 21 人以上の工場	不要
公害防止主任管理者及び代理者	ばい煙発生施設及び汚水等排出施設を設置し、排出ガス量が 4 万 N m ³ /時以上であり、かつ排出水量が 1 万 m ³ /日以上以上の工場	大気 1, 3 種かつ水質 1, 3 種
公害防止管理者及び代理者	下表のとおり	下表のとおり

対象となる工場（製造業・電気供給業・ガス供給業・熱供給業）の施設及び規模等		選任する管理者の種類	有資格者の種類
大気関係	大気汚染防止法で定める有害物質を発生するばい煙発生施設を設置している工場	排出ガス量 4 万 N m ³ /時以上	大気 1 種
		排出ガス量 4 万 N m ³ /時未満	大気 2 種
	上記以外のばい煙発生施設（焼却炉を除く）を設置している工場	排出ガス量 4 万 N m ³ /時以上	大気 3 種
		排出ガス量 4 万 N m ³ /時未満 1 万 N m ³ /時以上	大気 4 種
水質関係	水質汚濁防止法で定める有害物質を排出する汚水等排出施設を設置している工場	排出水量 1 万 m ³ /日以上	水質 1 種
		排出水量 1 万 m ³ /日未満	水質 2 種
	上記以外の汚水等排出施設（特定施設の大部分が含まれる）を設置している工場	排出水量 1 万 m ³ /日以上	水質 3 種
		排出水量 1 万 m ³ /日未満 1 千 m ³ /日以上	水質 4 種
騒音関係	騒音規制法の指定地域内で機械プレス（呼び加圧能力が 980 キロニュートン以上のものに限る）又は鍛造機（落下部分の重量が 1 トン以上のハンマーに限る）を設置している工場	騒音	騒音 騒音・振動
特定粉じん関係	大気汚染防止法で定める特定粉じん発生施設を設置している工場	特定粉じん	特定粉じん 大気 1~4 種
一般粉じん関係	大気汚染防止法で定める一般粉じん発生施設を設置している工場	一般粉じん	一般粉じん 特定粉じん 大気 1~4 種
振動関係	振動規制法の指定地域内で機械プレス（呼び加圧能力が 980 キロニュートン以上のものに限る）又は鍛造機（落下部分の重量が 1 トン以上のハンマーに限る）または液圧プレス（矯正プレスを除き呼び加圧能力が 2, 941 キロニュートン以上のものに限る）を設置している工場	振動	振動 騒音・振動
ダイオキシン類関係	ダイオキシン類対策特別措置法で定めるダイオキシン類を発生させる施設を設置している工場	ダイオキシン類	ダイオキシン類

資 3 - 2 公害防止統括者等の選任状況

	選任特定工場（工場）	公害防止統括者（人）	公害防止主任管理者（人）	公害防止管理者（人）						合計	
				大気関係	水質関係	騒音関係	振動関係	粉じん関係	ダイオキシン類関係		
2019(R1)年度	54	48	7	32	26	5	9	11	1	84	
2020(R2)年度	54	47	7	31	26	4	9	12	1	83	
2021(R3)年度	55	48	7	33	25	4	8	12	1	83	
2022(R4)年度	54	47	7	33	25	4	8	12	1	83	
2023(R5)年度	53	47	7	32	25	4	8	14	1	84	
2023 (R5) 年度内訳	食料品・たばこ	1	1	0	1	1	0	0	0	0	2
	パルプ・紙・紙加工品	2	2	1	2	2	0	0	0	0	4
	化学工業	8	8	2	7	7	0	0	1	0	15
	石油・石炭製品	1	1	1	1	1	0	0	0	0	2
	プラスチック製品	1	1	0	1	0	0	0	0	0	1
	窯業・土石製品	9	5	0	5	0	0	0	7	0	12
	鉄鋼業	7	7	1	3	1	2	1	5	1	13
	金属製品	11	9	1	3	5	2	7	1	0	18
	業務用機械器具	1	1	0	1	0	0	0	0	0	1
	電子部品・デバイス・電子回路	7	7	1	3	6	0	0	0	0	9
	情報通信機械器具	1	1	0	1	1	0	0	0	0	2
電気供給業	4	4	0	4	1	0	0	0	0	5	